

射水市体育施設条例

平成17年11月1日

条例第106号

改正 平成18年3月22日条例第38号

平成18年9月21日条例第60号

平成18年12月20日条例第70号

平成19年9月21日条例第33号

平成20年3月19日条例第22号

平成21年12月22日条例第37号

平成22年3月17日条例第7号

平成24年3月19日条例第20号

平成25年3月19日条例第24号

平成26年3月20日条例第19号

平成27年3月17日条例第27号

平成28年3月18日条例第19号

平成30年3月19日条例第18号

平成30年12月21日条例第38号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、射水市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新湊総合体育館	射水市久々湊467番地
新湊テニスコート	
小杉総合体育センター	射水市戸破3111番地
小杉体育館	射水市黒河712番地
大門総合体育館	射水市二口3142番地
大島体育館	射水市新開発300番地
下村体育館	射水市加茂中部843番地
下村グラウンド	

下村テニスコート	
七美体育館	射水市七美1014番地
大島中央公園コミュニティ広場	射水市新開発248番地1
歌の森運動公園野球場	射水市黒河687番地
歌の森運動公園多目的グラウンド	
歌の森運動公園テニスコート	
薬勝寺池南公園サッカー場	射水市南太閤山7丁目63番地
薬勝寺池南公園野球場	
サン・ビレッジ新湊	射水市有磯一丁目6番地1
本江グラウンド	射水市本江北145番地
水戸田グラウンド	射水市生源寺1350番地
櫛田グラウンド	射水市串田860番地1
浅井グラウンド	射水市島1499番地
太閤山グラウンド	射水市太閤山8丁目3番地
大江グラウンド	射水市大江93番地1
七美公園グラウンド	射水市七美894番地
グリーンパークだいもん 中央緑地広場	射水市二口3142番地
グリーンパークだいもん 相撲場	
パークゴルフ南郷	射水市生源寺1260番地2
下村パークゴルフ場	射水市加茂中部569番地
中山公園パークゴルフ場	射水市太閤山1丁目18番地
万葉パークゴルフ場	射水市庄川本町地先(庄川右岸緑地内)
大島弓道場	射水市新開発296番地
太閤山公園相撲場	射水市太閤山4丁目47番地
下村馬事公園	射水市加茂中部638番地

(供用日及び供用時間)

第3条 第2条に規定する体育施設の供用日及び供用時間は、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、体育施設の使用を許可するに当たって、管理上必要な条件を付することができる。

(地区体育館及び地区グラウンドの使用)

第4条の2 七美体育館並びに本江グラウンド、水戸田グラウンド、櫛田グラウンド、浅井グラウンド、太閤山グラウンド及び大江グラウンド(以下「地区グラウンド」という。)の使用は、七美体育館又は地区グラウンドが所在する地区又は小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する団体で教育委員会に登録されているもの(以下「登録団体」という。)は、七美体育館及び地区グラウンドを使用することができる。

- (1) 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成されていること。
- (2) 社会体育活動を目的としていること。
- (3) 責任者(成人に限る。)がいること。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公共又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属施設を破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不相当と認めたととき。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、体育施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を取り消し、使用の許可を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用の権利を譲渡、若しくは転貸したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (4) 許可された使用時間を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたととき。

(体育施設使用料)

第7条 使用者は、別表2に定める額の体育施設使用料を納付しなければならない。

2 体育施設使用料の算定については、別表2に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- (2) 使用時間の短縮による体育施設使用料は減額しない。
- (3) 設備等の準備及び原状回復時間も使用時間に含める。

3 体育施設使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(体育施設使用料の減免)

第8条 市長は、社会体育活動その他公益のために使用する場合で、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(体育施設使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって使用できなかったとき。
- (2) 使用期日の7日前までに、使用許可の取消しを申し出て市長が相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、体育施設に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用が終わったとき(第6条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。)は直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、建物その他附属施設、器具等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 教育委員会は、第6条の規定に基づく使用許可の取消しによって使用者が被った損害については、賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第13条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の

2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に体育施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 体育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 体育施設の使用の許可に関する業務
- (3) 体育施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第3条、第4条、第5条、第6条、第10条及び第12条の規定の適用については、第3条の規定中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第4条、第5条、第6条、第10条及び第12条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、条例その他教育委員会の定めるところに従い、適正に体育施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第16条 第13条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第7条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、前納しないことができる。

- 2 利用料金は、別表2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金の算定については、前項に定めるもののほか、第7条第2項に定める体育施設使用料の算定方法に準じて行うものとする。
- 4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第9条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市体育施設条例(昭和40年新湊市条例第25号)、小杉町体育施設条例(平成2年小杉町条例第6号)、小杉町総合体育センター条例(平成4年小杉町条例第20号)、小杉町学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例(昭和56年小杉町条例第8号)、大門町営体育施設条例(昭和56年大門町条例第11号)、大島町体育施設設置及び管理に関する条例(平成12年大島町条例第4号)、下村テニスコート設置条例(平成元年下村条例第17号)又は下村パークゴルフ施設利用料金条例(平成12年下村条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第2条、別表1及び別表2の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の射水市体育施設条例第13条の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前に第4条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成18年9月21日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(射水市下村馬事公園条例の廃止)

2 射水市下村馬事公園条例(平成17年射水市条例第109号)は、廃止する。

附 則(平成18年12月20日条例第70号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の別表パークゴルフ南郷の表備考1に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行の日以後に当該回数券によりパークゴルフ南郷を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月21日条例第33号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表2第1項第4号の表及び別表2第4項の表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料から適用する。

附 則(平成21年12月22日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表2第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料から適用する。

附 則(平成22年3月17日条例第7号)

この条例は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第20号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第24号)

この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額につ

いては、改正後の射水市体育施設条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正前の別表2第1項第1号の表備考2に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行の日以後に当該回数券により使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月17日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第19号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(射水市都市公園条例の一部改正)

- 2 射水市都市公園条例(平成17年射水市条例第189号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成30年12月21日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市体育施設条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の射水市体育施設条例別表2第1項第1号の表備考2に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行の日以後に当該回数券を使用する場合については、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に限り、使用できるものとする。

(射水市都市公園条例の一部改正)

- 4 射水市都市公園条例(平成17年射水市条例第189号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表1(第3条関係)

施設名	供用日	供用時間
新湊総合体育館	1月4日から12月27日までの日。	午前9時から午後9時(日曜日及

	ただし、火曜日(この日が休日に 当たるときはその翌日)を除く。	び休日にあっては、午後5時) まで
新湊テニスコート	1月4日から12月27日までの日。 ただし、火曜日(この日が休日に 当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時(日曜日及 び休日にあっては、午後5時) まで
小杉総合体育センター	1月4日から12月27日までの日。 ただし、火曜日(この日が休日に 当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時30分(日曜 日及び休日にあっては、午後5 時)まで
小杉体育館	1月4日から12月27日までの日。 ただし、月曜日(この日が休日に 当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時30分(日曜 日及び休日にあっては、午後5 時)まで
大門総合体育館	1月4日から12月27日までの日。 ただし、月曜日(この日が休日に 当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時30分(日曜 日及び休日にあっては、午後5 時)まで
大島体育館	1月4日から12月27日までの日。 ただし、月曜日(この日が休日に 当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時30分(日曜 日及び休日にあっては、午後5 時)まで
下村体育館	1月4日から12月27日までの日。 ただし、火曜日(この日が休日に 当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時30分(日曜 日及び休日にあっては、午後5 時)まで
下村グラウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時30分まで
下村テニスコート	1月4日から12月27日までの日。 ただし、火曜日(この日が休日に 当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時(日曜日及 び休日にあっては、午後5時) まで
七美体育館	1月4日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
大島中央公園コミュニティ 広場	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時30分まで
歌の森運動公園野球場	1月4日から12月27日までの日	午前9時から午後5時まで
歌の森運動公園多目的グラ ウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から日没まで

歌の森運動公園テニスコート	1月4日から12月27日までの日。ただし、月曜日(この日が休日に当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時(日曜日及び休日にあっては、午後5時)まで
薬勝寺池南公園サッカー場	1月4日から12月27日までの日	早朝から日没まで
薬勝寺池南公園野球場	1月4日から12月27日までの日	早朝から日没まで
サン・ビレッジ新湊	1月4日から12月27日までの日。ただし、火曜日(この日が休日に当たるときを除く。)を除く。	午前9時から午後9時(日曜日及び休日にあっては、午後5時)まで
本江グラウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時まで
水戸田グラウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時30分まで
櫛田グラウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時30分まで
浅井グラウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時30分まで
太閤山グラウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から日没まで
大江グラウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から日没まで
七美公園グラウンド	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時まで
グリーンパークだいもん中央緑地広場	1月4日から12月27日までの日	早朝から午後9時30分まで
グリーンパークだいもん相撲場	1月4日から12月27日までの日。ただし、月曜日(この日が休日に当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時30分まで
パークゴルフ南郷	4月1日から12月第2週の日曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後5時まで(最終入場時間は午後4時)とする。ただし、6月15日から9月15日までは午前9時から午後6時まで(最終入場時間は午後5時)とする。
下村パークゴルフ場	パークゴルフコースにおいては、4月1日から12月第2週の日曜日までの日。管理棟においては、1月4日から12月28日までの日。	午前9時から午後5時まで(最終入場時間は午後4時)とする。ただし、6月15日から9月15日までは午前9時から午後6時まで

	日。ただし、いずれも火曜日(この最終入場時間は午後5時)とする。翌日)を除く。	
大島弓道場	1月4日から12月27日までの日。ただし、月曜日(この日が休日に当たるときはその翌日)を除く。	午前9時から午後9時30分(日曜日及び休日にあつては午後5時)まで
太閤山公園相撲場	1月4日から12月27日までの日	午前9時から日没まで
下村馬事公園	1月4日から12月27日までの日	午前7時から午後10時まで

別表2(第7条関係)

1 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館及び下村体育館

(1) 体育館使用料

区分			単位	金額(1時間当たり 単位：円)					
				新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大アリーナ	アマチュアスポーツ	練習	バドミントンコート1面	310	310	310	310	310	310
		大会	無料	全面	2,470	3,090	1,840	1,840	1,840
	有料			8,500	10,630	6,380	6,380	6,380	3,190
	その他の催し	練習	バドミントンコート1面	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
		大会	無料	全面	14,570	18,220	10,940	10,940	10,940
	有料			51,020	63,770	38,260	38,260	38,260	19,130
興行			全面	68,020	85,030	51,020	51,020	51,020	25,510
小アリーナ	アマチュア	練習	バドミントンコート1面	310	310				

ポーツ	大会	無料	全面	1,230	930					
		有料		4,250	3,190					
	その他 催し	練習	バドミントンコート1面	1,820	1,820					
		大会		無料	7,290	5,460				
				有料	25,510	19,130				
興行		全面	34,010	25,510						
アリーナ	個人	一般		150	150	150	150	150	150	
		小・中学生		70	70	70	70	70	70	
卓球室・	個人	一般		150		150				
		小・中学生		70		70				
多目的室	団体専用(10人以上で使用予約する場合)	卓球台1台につき		150		150				
		全面		930		1,080				
トレーニング室	個人	一般		150		150		150		
		小・中学生		70		70		70		
レクリエーションルーム	専用		全面				460	310		
ランニング走路	個人	一般		100	100	100	100	100		
		小・中学生		50	50	50	50	50		

備考

- 1 この表において「無料」とは、大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入館料を徴収する場合をいう。
- 2 この表中、下村体育館の欄については、下村小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「下村小学校の通学区域の住民等」という。)には適用しない。

(2) 柔道場及び剣道場使用料

区分		単位	金額(1時間当たり 単位：円)			
			新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館	
アマチュア	練習	1競技場	310	310	310	
アスリート	大会	全面	無料	610	310	310
			有料	2,160	1,080	1,080
その他の	練習	1競技場	1,820	1,820	1,820	
催し	大会	全面	無料	3,640	1,820	1,820
			有料	12,740	6,370	6,370
興行		全面	17,000	8,500	8,500	
個人	一般	1人	150	150	150	
	小・中学生		70	70	70	

備考 この表において「無料」とは、大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入館料を徴収する場合をいう。

(3) 会議室使用料

区分	金額(1時間当たり 単位：円)					
	新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大会議室(51席以上)	760	760			760	
小会議室・研修室等(51席未満)	310	310		310	310	310

(4) 設備使用料

区分			単位	金額(単位：円)					
				新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
設備	大会議室(51席以上)	放送設備	1回		1,030				

器具等	大アリーナ	放送設備		1回	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	
		電動ステージ		1回		2,060					
		移動観客席		1回	2,060						
		冷暖房設備	下記以外	1時間	10,800	10,800					
			アマチュアスポーツ(無料)		3,000	3,000					
	小アリーナ	放送設備		1回	1,030	1,030					
		冷暖房設備	下記以外	1時間	5,400						
			アマチュアスポーツ(無料)		1,540						
	柔道場・剣道場	冷暖房設備	下記以外	1時間	5,400						
			アマチュアスポーツ(無料)		1,540						
照明設備	大アリーナ	全灯		1時間	1,540	1,540	770	770	770	360	
		1/2灯		1時間	770	770	360	360	360		
	小アリーナ	全灯		1時間	310	310					

備考 この表において「アマチュアスポーツ(無料)」とは、アマチュアスポーツの大会等において入場料を徴収しない場合をいう。

2 七美体育館

区分	金額(1時間当たり 単位：円)
団体・個人	110

備考 下村小学校の通学区域の住民等が下村体育館を使用する場合には、この表を適用する。

3 歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド及び大島中央公園コミュニティ広場

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)
----	----	-----------------

			歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場
グラウンド	アマチュアスポーツ	全面	610	1,220	610	610	960
		半面	310	610	310	310	480
	その他の催し	全面	5,500	11,000	5,500	5,500	8,680
		半面	2,750	5,500	2,750	2,750	4,340
	興行	全面	11,000	22,000	11,000	11,000	17,360
		半面	5,500	11,000	5,500	5,500	8,680
夜間照明	全灯				2,600	2,600	3,360
	3 / 4灯						2,520
	1 / 2灯						1,680

備考

- この表中、サン・ビレッジ新湊の欄については、海老江地区の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「海老江地区の住民等」という。)には適用しない。
- この表中、下村グラウンドの欄については、下村小学校の通学区域の住民等には適用しない。
- 七美公園グラウンド、本江グラウンド、水戸田グラウンド、浅井グラウンド、グリーンパークだいまん中央緑地広場、サン・ビレッジ新湊及び下村グラウンド

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)						
		七美公園グラウンド	本江グラウンド	水戸田グラウンド	浅井グラウンド	グリーンパークだいまん中央緑地広場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド
グラウンド	1回(4時間以内)	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
夜間照明	全灯	600	600	600	600	600	600	600

備考

- 1 この表中、サン・ビレッジ新湊の欄は、海老江地区の住民等に適用する。
- 2 この表中、下村グラウンドの欄は、下村小学校の通学区域の住民等に適用する。

5 薬勝寺池南公園野球場及び歌の森運動公園野球場

区分		単位	金額(1時間当たり 単位：円)	
			薬勝寺池南公園野球場	歌の森運動公園野球場
グラウンド	無料	全面	480	1,840
	有料			7,360

備考 この表において「無料」とは、大会等において入場料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入場料を徴収する場合をいう。

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート及び下村テニスコート

区分	単位	金額(1時間当たり 単位：円)		
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	330	330	330
夜間照明	全灯	510	510	510

7 パークゴルフ南郷及び下村パークゴルフ場

区分		単位	金額(単位：円)
1日券	70歳以上	1人1日間に付き	210
	16歳以上70歳未満		410
	16歳未満		210
年間券	16歳以上	1人1年間に付き	12,340
	16歳未満		6,170
年間共通券	16歳以上	1人1年間に付き	18,510
	16歳未満		9,260

備考 この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、休業日及び休場期間を除く。

8 大島弓道場

区分		金額(1時間当たり 単位：円)
射場	団体 一般	1,230
	高校生以下	400

	個人	一般	60
		高校生以下	30
研修室	団体		360
射場	個人	年間利用一般	14,400
		券 高校生以下	7,200

備考

- 1 大会等で全館を専用使用する場合の使用料の額は、団体の区分に応じた使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

射水市体育施設条例施行規則

平成17年11月1日

教育委員会規則第39号

改正 平成18年3月28日教委規則第11号

平成18年12月27日教委規則第18号

平成19年2月22日教委規則第1号

平成31年1月25日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市体育施設条例(平成17年射水市条例第106号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(仮予約申請等)

第2条 団体が大会等で体育施設の施設又は付属設備(以下「施設等」という。)の使用を行うとき、申請書を提出する前に予約(以下「仮予約」という。)をすることができる。

2 仮予約をするときは射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に体育施設使用許可(仮予約)申請書を提出しなければならない。

3 前項の申請は、使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下この項において同じ。)の属する月前6月前から1月前までの期間できるものとする。

4 使用日前1月以内に申請書を提出しないときは、その仮予約は無効となる。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、第3項の期間以前でも仮予約することができる。

(1) 射水市、教育委員会及び体育協会が主催する事業

(2) 射水市中学校体育連盟が主催する事業

(3) 富山県中学校体育連盟が主催する事業で、教育委員会が認めるもの

(4) 富山県高等学校体育連盟が主催する事業で、教育委員会が認めるもの

(5) 国又は県が主催する事業で、教育委員会が認めるもの

(6) 地域スポーツの振興に多大な貢献をしている団体が主催する事業で、教育委員会が認めるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める事業

(使用の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により施設等の使用の許可を受けようとする者は、教育委員会に体育施設使用申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初

日。以下この項において同じ。)の属する月前1月の初日から当該使用日までの間に提出しなければならない。ただし、教育委員会が相当の理由があり、かつ、体育施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(団体の登録)

第3条の2 条例第4条の2に規定する登録の手続は、射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則(平成18年射水市教育委員会規則第20号)第4条の例による。

(使用の許可)

第4条 教育委員会は、第3条に規定する申請に基づき、体育施設の使用を許可したときは体育施設使用許可書(以下「許可書」という。)を申請者に交付する。

(使用許可の変更又は取消し)

第5条 体育施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用許可事項の内容を変更、又は取消ししようとするときは、体育施設使用許可変更(取消)申請書に前条の許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(使用許可書の取消し等)

第6条 教育委員会は、使用の許可をした場合であっても使用者において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な行為により、使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において施設を使用させることが適当でないとき。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による使用料の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、各体育施設の夜間照明及び地区体育館に係る使用料の減免の範囲及び割合は、別に定める。
- 3 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 市長は、第1項の申請が適当と認めるときは、使用料減免許可書を申請者に交付する。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は当該各号に定める書類の提示をもって第1項及び前項の手続に代える。

- (1) 別表第6項に規定する者 年齢を確認できるもの
- (2) 別表第7項及び第8項に規定する者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下これらを「身体障害者手帳等」という。)

(使用料の還付)

第8条 条例第9条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に変更(取消)許可書又は使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第9条第1号に該当する場合 当該使用料の全額
- (2) 条例第9条第2号に該当する場合 使用日の7日前までは当該使用料の全額

3 前項の規定による還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(損壊の届出等)

第9条 使用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第10条 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、現に使用されている施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(書類の様式)

第11条 申請書その他この規則に規定する書類は、教育委員会が別に定める様式による。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第13条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第9条、第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定(第2条第5項第1号を除く。)中「条例第4条第1項」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条第1項」と、「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第13条 前条の規定の場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条(見出

しを含む。)及び第8条(見出しを含む。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第8条」とあるのは「条例第16条第5項」と、「条例第9条」とあるのは「条例第16条第6項」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、施設等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の新湊市総合体育館管理規則(昭和62年新湊市教育委員会規則第7号)、新湊市営プール管理規則(昭和50年新湊市教育委員会規則第2号)、新湊市錬成館管理規則(昭和53年新湊市教育委員会規則第2号)、新湊市立体育館管理規則(昭和56年新湊市教育委員会規則第1号)、新湊市営グラウンド管理規則(昭和57年新湊市教育委員会規則第7号)、小杉町体育施設条例施行規則(平成2年小杉町教育委員会規則第3号)、小杉町総合体育センター条例施行規則(平成4年小杉町教育委員会規則11号)、大門町営体育施設条例施行規則(昭和57年大門町教育委員会規則第1号)、大島町体育施設設置及び管理に関する条例施行規則(平成12年大島町教育委員会規則第2号)、下村テニス場管理規則(平成元年下村教育委員会規則第1号)、下村運動広場施設管理規則(昭和61年下村教育委員会規則第10号)又は下村馬事公園管理規則(平成17年教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月28日教委規則第11号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月27日教委規則第18号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年1月25日教委規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

減免の範囲	割合
1 市、教育委員会その他市の機関が主催する行事	10割
2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園等が主催する大会及び当該大会に係る練習並びに行事	10割
3 射水市スポーツ少年団又はその加盟団体が主催する大会及び行事	10割
4 射水市スポーツ少年団又はその加盟団体が行う練習	5割
5 市、教育委員会その他市の機関が共催する行事	5割
6 満70歳以上の者(条例別表2第7項に規定する70歳以上の区分に該当する者を除く。)が個人使用する場合	5割
7 身体障害者手帳等の交付を受けた者(条例別表2第1項第1号及び第2号並びに第8項に規定する一般の区分並びに同表第7項に規定する16歳以上70歳未満の区分に該当する者に限る。)が個人使用する場合	5割
8 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。)が使用する場合	10割
9 構成員の半数以上が市内に住所を有する身体障害者手帳等の交付を受けた者で構成する団体であって、当該団体が団体使用する場合	5割
10 市長が特に必要と認める場合	3割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

備考 条例別表2第1項第4号に規定する設備使用料並びに同表第7項及び第8項に規定する年間券、年間共通券及び年間利用券には適用しない。